

令和 4 年 3 月 25 日

茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

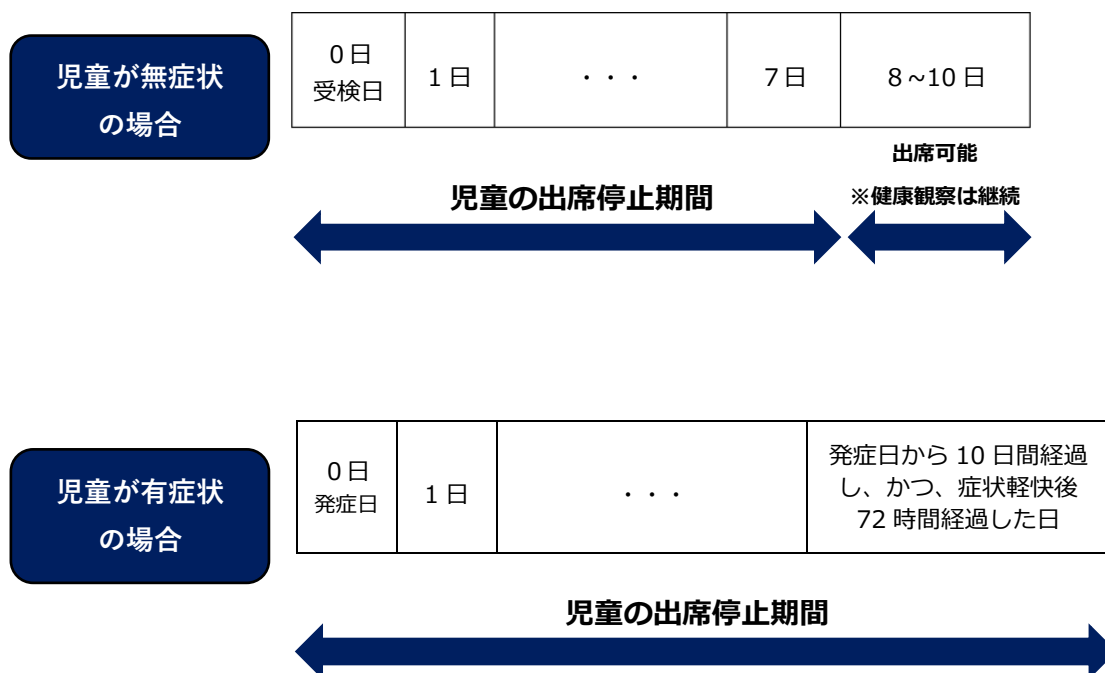
新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）による 出席停止期間等 Q&A

令和 4 年 3 月 25 日現在、各種通知等に基づき、標題についての原則的な基準を以下のとおりお示いたしますが、保健所や医師からの指示を得られる場合は、必ずその指示に従ってください。

Q1 児童が陽性者となった場合の、児童の『出席停止期間』は、どのように考えれば良いか？

A1 児童が無症状の場合、児童の出席停止期間はコロナ検査受検日の翌日から起算して 7 日目までとなります。なお、出席可能となった後も受検日の翌日から起算して 10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策が必要です。

児童が有症状の場合、児童の出席停止期間は発症日の翌日から起算して、10 日以上経過し、かつ、症状の軽快後 72 時間経過した日までとなります。



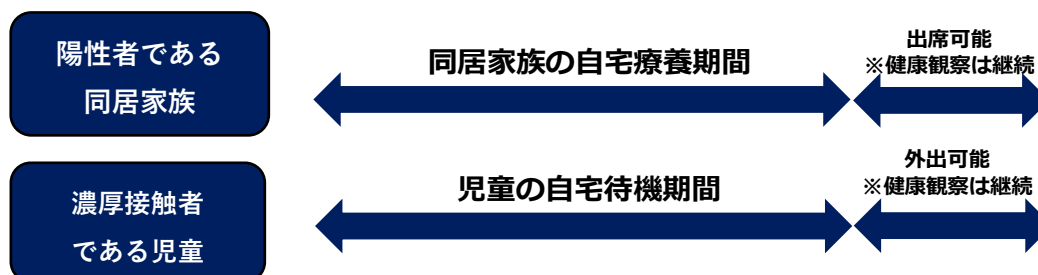
Q 2 児童が陽性者である同居家族の濃厚接触者となった場合、児童の自宅待機期間は、いつまでになるのか。

A 2 濃厚接触者の自宅待機期間については、一般的には、陽性者に最後に接触した日の翌日から7日間となり、8日目に解除となりますが、児童が陽性者である同居家族の濃厚接触者となった場合は、同居家族の発症日（陽性者が複数の場合は最後の陽性者の発症日、陽性者が無症状の場合は検体採取日、無症状であった陽性者が発症した場合はその発症日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から7日間（8日目解除）となります。

◆同居家族が無症状の場合

※発症日に家庭内での感染対策（マスク着用等）を講じたと仮定

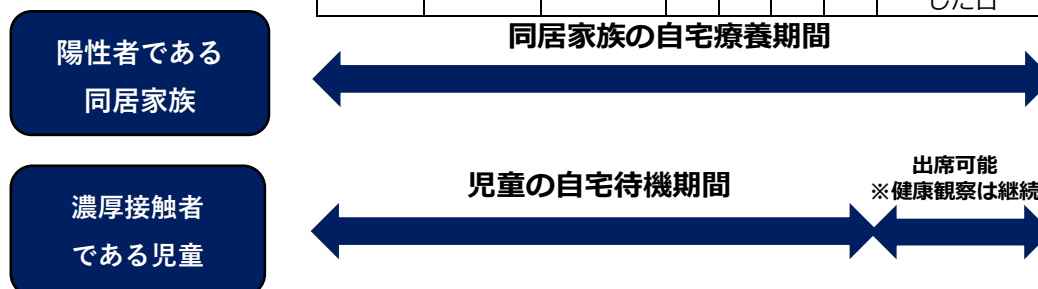
検体 採取日 0日	1日	・・・	4 日	5 日	6 日	7 日	8～10日
-----------------	----	-----	--------	--------	--------	--------	-------



◆同居者が有症状の場合（無症状者が発症した場合を含む）

※発症日に家庭内での感染対策（マスク着用等）を講じたと仮定

検体 採取日 0日	1日	・・・	4 日	5 日	6 日	7 日	発症日から 10日間経過 し、かつ、 症状軽快後 72時間経過 した日
-----------------	----	-----	--------	--------	--------	--------	--



Q 3 家庭における濃厚接触者の特定はどう考えたらよいのか。

例えば、児童の家族に陽性者が確認されたが、児童は保健所から濃厚接触者であると連絡を受けていない。この場合、児童は登園させてもよいのか。

A 3 児童の同居家族が陽性と確認された場合、保健所からの連絡がない場合であっても当該児童は濃厚接触者となりますので、自宅待機となります。

Q 4 児童が濃厚接触者に特定された場合はどのようにすればいいか。

A 4 自宅待機となります。待機期間中は児童の健康観察を行い、発熱など体調に変化が見られる場合は医療機関を受診してください。

PCR 検査、抗原検査の実施については、医療機関の指示に従ってください。

Q 5 児童が濃厚接触者に特定されていないが、風邪症状がある場合はどうすればよいのか

A 5 登園は自粛し、発熱など体調に変化が見られる場合は医療機関を受診してください。

PCR 検査、抗原検査の実施については、医療機関の指示に従ってください。